

○議 事 日 程（第 2 号）

令和 5 年 12 月 15 日 午前 9 時開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 一般質問
- 日程第 3 議案第 97 号 関ヶ原町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 4 議案第 98 号 関ヶ原町常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 5 議案第 99 号 関ヶ原町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6 議案第 100 号 関ヶ原町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7 議案第 101 号 関ヶ原町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 議案第 102 号 関ヶ原町企業立地促進条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 議案第 103 号 関ヶ原町町営住宅管理条例の一部を改正する条例について
- 日程第 10 議案第 104 号 関ヶ原町公共下水道事業の設置等に関する条例の制定について
- 日程第 11 議案第 105 号 関ヶ原町農業集落排水事業の設置等に関する条例の制定について
- 日程第 12 議案第 106 号 令和 5 年度関ヶ原町公共下水道事業特別会計への繰入金の変更について
- 日程第 13 議案第 107 号 令和 5 年度関ヶ原町一般会計補正予算（第 6 号）
- 日程第 14 議案第 108 号 令和 5 年度関ヶ原町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 15 議案第 109 号 令和 5 年度関ヶ原町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第 3 号）
- 日程第 16 議案第 110 号 令和 5 年度関ヶ原町国民健康保険特別会計（直診勘定）補正予算（第 4 号）
- 日程第 17 議案第 111 号 令和 5 年度関ヶ原町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 18 議案第 112 号 令和 5 年度関ヶ原町介護サービス事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 19 議案第 113 号 令和 5 年度関ヶ原町今須農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 20 議案第 114 号 令和 5 年度関ヶ原町公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 21 議案第 115 号 令和 5 年度関ヶ原町水道事業会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 22 議案第 116 号 関ヶ原町手数料徴収条例の一部を改正する条例について
- 日程第 23 町議第 3 号 関ヶ原町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定について

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○出席議員（8名）

1番	北村一磨君	2番	吉田仁君
3番	子安健司君	4番	中川武子君
5番	田中由紀子君	6番	松井正樹君
7番	谷口輝男君	8番	高木博之君

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名

町長	西脇康世君	副町長	藤田栄博君
教育長	渡邊勝敏君	参事兼総務課長	澤頭義幸君
企画政策課長	高木久之郎君	地域振興課長	難波真哉君
会計管理者 兼税務課長	福安健司君	住民課長	西村克郎君
産業建設課長	兒玉勝宏君	水道環境課長	坂東崇君
診療所事務局長 兼医療保健課長	徳永英俊君	介護事業課長	吉森明博君
教育課長	山田勝君	西消防署長	桐山潤君

○職務のため議場に出席した事務局職員の職・氏名

議会事務局長	関東正晃	書記	小寺由香
--------	------	----	------

開議の宣告

○議長（谷口輝男君） これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（谷口輝男君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、6番 松井正樹君、8番 高木博之君を指名します。

日程第2 一般質問

○議長（谷口輝男君） 日程第2、一般質問を行います。

順次、質問を許します。

8番 高木博之君。

[8番 高木博之君 一般質問]

○8番（高木博之君） 議長のお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

質問項目として、電話での詐欺被害の防止について。

質問の要旨。毎日のように報道されている電話などによる詐欺事件の中で、高齢者の被害が9割近いとされており、一番の対策は犯人と直接話さないことですが、誰からの電話なのか分からない状況では、不安になられる方も多いと思います。

対策の一つとして、留守電機能付の電話機が有効であるとの報告がありました。

そこで、この電話機の導入支援などについての考えをお聞かせください。よろしく願いいたします。

○議長（谷口輝男君） 答弁を求めます。

藤田副町長。

○副町長（藤田栄博君） それでは、御質問の電話での詐欺被害の防止についてお答えさせていただきます。

近年、特殊詐欺による事件の報道が増加してきていることは認識しているところでございます。議員御指摘の高齢者の被害率が9割近いこと、中でもニセ電話による詐欺事件の事案については、特殊詐欺の中でも多くを占め、被害者が後を絶たない状況で、防犯対策は必須であると考えているところでございます。

議員から御提案をいただきました留守番機能付電話機を含む防犯機能付電話機につきましては、相手に警告メッセージや着信時に注意喚起アナウンスが流れる機能や、そして迷惑電話番

号データベース機能など、防犯対策としては大変有効であると認識しております。

関ヶ原町内における電話による詐欺事案は、過去3年間で3件確認されたと承知しておりますが、今年については1件も確認されておらず、町民の方々の被害防止意識も向上しているものと感じております。また、消費生活相談におきましても、電話による詐欺関係相談も少ないこともあって、現時点では購入費の補助金などは考えておりません。

また、NTT西日本においても特殊詐欺対策サービスを提供されており、通話録音機能付端末や、適用条件付ではありますが、電話番号を表示するナンバーディスプレイの無償化など、対策サービスがあると承知しているところでございます。町民の方には、これら民間サービスの活用を御検討していただくなど、さらに被害防止に努めていただき、また当町といたしましても、引き続き所轄警察署と情報連携を密にしながら、高齢者が特殊詐欺に遭わないよう、防災アプリなどを活用して、町民の方への情報提供と被害防止の啓発活動に努めてまいりたいと思っております。

○議長（谷口輝男君） 再質問を許します。

〔8番議員挙手〕

8番 高木博之君。

○8番（高木博之君） 答弁ありがとうございました。

NTTのほうでは、70歳以上につきましてはナンバーディスプレイ等が無償になるということは、この間ちょっとうちのほうでも調べてみたら出てきましたので、私も来年70ですけど。NTTとの直接の契約でないことにはこれは無償化にはならないそうですが、それと、私の家の場合ですと1月に10回ぐらいいろんな番号からかかってくるんですが、それやなんかについても、新しいナンバーディスプレイ機能付の電話につきましては、非通知の場合は着信拒否とかいろいろできるようなこともあります。

それと、先ほど副町長のほうからも言われましたが、警察から、ニセ電話の被害に遭わないためにというようなことで、このようなリーフレットを作られておるそうですが、県内では坂祝町がこれについての、2023年の町広報8月号に載せておられましたので、その辺についても御検討願えればと思います。

それと、大手の家電メーカーさんのほうではこの機能付の電話についても宣伝をされておりますので、それと、あとプレミアム商品券等を使って買えば、その辺も若干の、間接的ではあるので、補助にはなると思いますので、ぜひこのような機能付の電話を勧めていただければと、これについてのPRを町のほうでもよろしく願いできたらと思います。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（谷口輝男君） 答弁は。

○8番（高木博之君） それで答弁だけ、町広報に載せてもらえるか、その辺のことだけですけ

ど。

○議長（谷口輝男君） 答弁を求めます。

藤田副町長。

○副町長（藤田栄博君） 今議員に御指摘されました坂祝とか、そういうのを拝見いたしましたけど、当町におきましてもそのように、「広報せきがはら」などを利用して、なるべく町民の皆様、先ほど申しましたように、啓発活動に努めていきたいと思っております。

○議長（谷口輝男君） これで、8番 高木博之君の一般質問を終わります。

続きまして、5番 田中由紀子君。

〔5番 田中由紀子君 一般質問〕

○5番（田中由紀子君） 御指名をいただきましたので、私は3点について質問を行います。

1点目、関ヶ原駅のエレベーター実現に向け、利用者を増やす企画を。

関ヶ原駅エレベーターへの要望は、日々高まっています。久しぶりにスーツケースを持って遠出をしたが、階段が大変だった。エレベーター何とかしてという声。「どうする家康」の大河ドラマ放映の影響が大きく、観光客も急増していますが、ある方は、観光客からエレベーターがない、洋式トイレがない、時計がないという苦情を聞いたと教えてくれました。

さて、2024年1月6日から3月22日にかけて、「GO!GO!セキガハラ 5館を巡る!スタンプラリー!」の情報が入ってきました。例えばこの企画に関ヶ原駅の利用で何か特典をつけるとか、記念館、観光協会等とも協力をして様々なイベントや合戦祭りなど、関ヶ原駅利用を促進する企画が必要ではないか。駅利用者を増やすため、町はどんな努力をされるのか伺います。

2. 介護認定前の住宅改修について。

介護保険には、住宅改修費が支給される制度があります。手すりの取付け、段差の解消、トイレ改修などを施工した場合に、介護保険から20万円を上限に7割から9割が支給されるものです。ケアマネジャーと相談し、必要な改修場所の決定、業者の見積りなどを町に申請した後、工事を行い、その費用を一旦利用者が全額負担し、工事の写真等を添えて手続した後に支給されるという流れになっています。既に介護認定を受けていれば問題ないのですが、新たに認定を受ける場合、関ヶ原町は認定が下りる1か月の期間は改修工事ができないと聞きました。ところが、他市町は暫定的な運用がされており、認定が下りなかった場合は全額自己負担を前提に、すぐに改修工事ができると聞きました。

現在の病院は、入院日数も短くなっており、退院しても安心して自宅で暮らせるようにするため、他市町のように認定が下りる前の暫定的な運用が必要ではないでしょうか、伺います。

3. 带状疱疹ワクチン接種に補助を。

強い痛みや発疹など症状が出る带状疱疹は、水ぼうそうの原因となる水痘带状疱疹ウイルス

によって起きるもので、加齢やストレスなどで免疫力が低下すると、体内の神経の根元に沈んでいたウイルスが再び活性化し、発症します。80歳までに3人に1人が発症すると言われており、高齢者では重篤化するリスクが高くなります。私の周りでもかかった人を何人も聞いております。

50歳以上の方については、ワクチンを接種することで発症予防、重症化予防ができるとされています。日本小児科学会など様々な学術団体で構成する予防接種推進専門協議会は、带状疱疹ワクチンを早期に定期接種化するよう厚生労働省に要望もされているところです。

ワクチンは2種類あって、8,000円前後のもの、2万2,000円前後のものがありますが、高額です。このような中、ワクチン接種への助成をする自治体も増えてきました。関ヶ原町でもワクチン接種に補助を出してほしいという声が上がってきております。ぜひ補助をしていただけないか伺います。

答弁をよろしく願いいたします。

○議長（谷口輝男君） 答弁を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） まず、関ヶ原駅のエレベーター実現に向け、利用者を増やす企画について答弁させていただきます。

関ヶ原駅においては、ホーム幅の構造的な問題など、要望や協議では解決できない課題があるため、駅利用者の方が真に利用しやすいバリアフリー化を進めていくためには、1日当たりの平均的な利用者数の基準である2,000人以上をクリアし、施設設置者であるJR東海が主体となり事業を進めていただくことが最善で現実的であると考えております。

関ヶ原駅の1日平均の利用者数につきましては、令和4年度1,642人と、前年度より微増とはなっておりますが、依然、基準の2,000人達成には非常に厳しい状況でございます。また、人口減少の影響もあり、通学や通勤など定期利用の数を増やすことは厳しい状況であり、観光客などの定期外利用者を増やすことが重要であると考えております。

来年1月より始めます「さあ！関ヶ原に出かけよう！GO！GO！セキガハラ 5館を巡る！スタンプラリー！」は、車での来客を想定した冬季観光誘客対策として進めるものでございますので、ちょっと駅利用にはそぐわないと思っております。

今年度は、JR東海が企画された「どこ行く家康」に、記念館、観光協会が協力し進めてきた実績があり、議員御提案のとおり、来年度におきましては、合戦祭りなどの駅利用者インセンティブを与えるような取組をできるよう検討を進めるとともに、イベント開催時には、駐車場にも限りはございますので、JRの御利用を推奨する案内もしていきたいと考えております。

さらに、県内東海道本線沿いの駅を有する市町とも連携を図り、広域でJRの利用促進、駅

周辺の活性化を図れるような事業展開が進められないか協議をしていきたいと考えているところでございます。

次の2点目の介護認定前の住宅改修についてと3点目の带状疱疹ワクチン接種の補助につきましては、この後、担当課長から答弁をいたさせます。

○議長（谷口輝男君） 西村住民課長。

○住民課長（西村克郎君） 失礼します。

私からは、介護認定前の住宅改修について御答弁をさせていただきます。

介護保険制度における住宅改修費の支給は、介護認定を受けている方が在宅で生活を続けるために住宅改修が必要となった場合に、改修が必要となる箇所の工事費の7割から9割を支給するものでございます。よって、介護認定を受けていること、生活上改修が必要な工事であることが給付決定の要件となりますので、各保険者は、事前申請を受け、承認後、住宅改修の着工をしてもらっています。

住宅改修費の支給における事務手続については、介護保険法施行規則第75条及び第94条において定められており、あらかじめ住宅改修の内容、箇所、規模並びに施工業者、費用、住宅改修が必要と認められる理由を申請書と共に提出をしていただき、住宅改修完了後、要した費用の領収書、完了後の状態が確認できる書類等を提出していただいています。

入院や入所されている方については、基本的には退院・退所後、自宅での生活になってからの申請になりますが、退院・退所前に住環境を整える必要がある場合もあり、その場合、やむを得ない事情がある場合として入院・入所中に住宅改修を行い、完了後に支給申請をすることが認められています。

関ヶ原町では、やむを得ない事情がある場合、退院の予定が決まり、身体の状況から必要とされる工事が確定した段階で住宅改修の事前申請をしていただいています。住宅改修後の在宅生活が支給に係る必須条件となりますので、退院が延長になった場合や、在宅に戻らず施設入所となった場合は、支給対象とならないことをお伝えしています。支給対象とならない場合、工事費用は全額自己負担となりますので、退院後の生活について、家族やケアマネで十分相談をした上で住宅改修を検討していただくよう助言をさせていただきます。

住宅改修における御相談については、現在、窓口にて口頭で説明を行うことが多いため、受け止め方が人によって異なる場合もありますので、今後は、入院・入所中、また認定申請中に住宅改修を希望される方については、書面にて今まで以上に丁寧な説明を行い、事務手続を進めていきたいと考えております。よろしく願いいたします。

○議長（谷口輝男君） 徳永診療所事務局長。

○診療所事務局長兼医療保健課長（徳永英俊君） それでは、私のほうから带状疱疹ワクチン接種に補助を、について答弁をさせていただきます。

予防接種には、予防接種法に基づいて市町村が主体となって実施する定期接種と希望者が各自で受ける任意接種があります。

定期接種では、集団の感染予防を目的とするA類疾病については全額公費負担にて実施しておりますが、個人の感染予防を目的とするB類疾病の予防接種、例えば高齢者のインフルエンザや高齢者の肺炎球菌等は一部自己負担によりしていただいております。ちなみに、水痘ワクチンは、平成26年度よりA類疾病として指定されたため、1歳から3歳を対象に2回接種を実施し、全額公費負担となっております。

一方で、任意接種は、全額自己負担金が必要となりますが、令和5年4月調査によりますと、岐阜県内の16の市町村が任意接種である带状疱疹ワクチンの費用助成を実施しており、带状疱疹ワクチンは2種類から選択して接種をしておりますが、各市町村の助成額は、生ワクチンで1回接種当たりで4,000円から5,000円、不活化ワクチン、2回接種となりますが、1万円から1万1,000円の2回ということになっております。

带状疱疹の予防接種に関して、現在、厚生労働省にて定期接種化した場合の効果や方法等を検討する審議会が継続されており、当町では、今後の国の動向を注意している状況でございます。予防接種の定期接種化については、国がワクチンの効果や副反応、安全性、コスト等を総合的に判断し決定しておりますが、健康被害が発生した場合の補償額など、定期接種と任意接種では差があることなどにより、任意接種である带状疱疹ワクチンへの助成にあつては、当町においては、国の議論等を慎重に見守った上で判断したいと考えております。

なお、今後、国の方針が定まった場合には、速やかに対応したいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（谷口輝男君） 再質問を許します。

〔5番議員挙手〕

5番 田中由紀子君。

質問1でお願いします。

○5番（田中由紀子君） それでは、エレベーターの、利用者を増やすという質問です。

インセンティブを与える取組をしたいというふうに回答いただきました。何か具体的なイメージがあれば伺いたいと思います。

○議長（谷口輝男君） 答弁を求めます。

高木企画政策課長。

○企画政策課長（高木久之郎君） これから検討していく課題ではございますが、1つに、合戦祭りのときに駅利用者に、駅を利用した人しかもらえないようなお土産ないしノベルティーをお配りするというようなものを今想定しております。駐車場不足も併せてこの辺はやっていきたいというふうに思っております。

○議長（谷口輝男君） 再々質問を許します。

〔5 番議員挙手〕

5 番 田中由紀子君。

○5 番（田中由紀子君） ありがとうございます。

より大きな効果が得られるようにしていただきたいと思います。

あと、民間の方で甲冑が大変好きな全国の人とつながって、行軍イベントといって町なかを甲冑を着て歩くというイベントをよくやっておられます。そして、関ヶ原町に来町者をいっぱい呼んでみえるし、武将隊の皆さんもいろんなイベントを通じて町外から観光客を呼び込んでみえますが、そういうところとも連携を取って何かできないかなあというふうに思いますが、伺いたいと思います。

それから、最後にですけど、観光客向けだけでなく、町民の方向けの何か利用促進策も考えるべきではないかと思いますが、伺いたいと思います。

○議長（谷口輝男君） 答弁を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 第1点目の関ヶ原組であるとか、そういう武将隊の関係、またおもてなしの関係のいろんなグループがございます。そういったグループの方がいろいろ企画をさせていただいて関ヶ原に誘客を図る。そういったものについては、町のほうも助成をさせていただきながら、取組もどんどん進められればいいなあというふうには思っております。

ただ、町民の方に対してどうかというお話でございますが、ちょっとそれは今まで想定したことがございません、はっきり言って。何があるかということは、これは具体的にちょっと考えないと、経験できない話ではございますし、ふだん日常で使うものについてもどうするのやと、公共料金を補助するとかそんなことを言われるかもしれませんが、それでは非常に難しい状況であるというふうに思っていますので、いかに簡便にそういうことができるか、これは具体的に検討しないとちょっと回答はしにくいと思いますので、しばらく時間をいただいて検討させていただきたいと思います。

○議長（谷口輝男君） 質問要旨2の再質問を許します。

〔5 番議員挙手〕

5 番 田中由紀子君。

○5 番（田中由紀子君） それでは、認定前の暫定的な住宅改修の運用についてということで、やむを得ない事情がある場合には認定前でも申請を受け付けているということです。

この数年の間、住宅改修の実績が分かりましたら教えていただきたいと思います。そのうち、認定が下りる前の住宅改修の件数も分かれば教えていただきたいと思います。

実はこういう事例がありまして、ある、Aさんとしましよう、Aさんが自宅で転ばれて、ち

よっと骨折をされまして入院されました。で、介護認定の申請をされました。2週間後に退院してきて、住宅改修ができないかというふうに言ったときに、1か月ぐらい認定がかかるのでそれ以降しかできないんですという説明を受けられたので、その方は、階段だけにどうしても要るので、階段だけに手すりを自費でつけられて、認定が下りてからそれ以外の部屋の手すりもつけたよというお話を聞きました。やむを得ない事情がある場合ということで、これはやっぱり現場との乖離が生じているのではないかというふうに思いますので、その辺はぜひ是正していただきたいというふうに思います。

それから、今回の事例を通してなんですけれども、関ヶ原町、高齢化が進んでおりまして、介護保険を受けるまではいかないけれどもだんだんと弱っていく、そういう段階において、手すりをつけられるような、そういう補助があればありがたいという声もありましたので、ぜひそういうところも検討をしていただけないか伺いたいと思います。

○議長（谷口輝男君） 答弁を求めます。

西村住民課長。

○住民課長（西村克郎君） 失礼します。

まず、最初の住宅改修の実績についてでございます。

住宅改修は、介護住宅改修と介護予防の住宅改修がございますので、合わせた件数で御答弁させていただきます。

直近の、今年度を含めて3年間ということでお許しいただきたいと思いますが、令和3年度は合わせて49件でございます。令和4年度が29件、今年度、令和5年度は、現在申請中を含めて31件でございます。その中で、認定が下りてからの申請というわけではなく、認定申請中に事前申請をされている件数が、今年度と昨年度で1件ずつございまして、認定の承認につきましては、介護認定が下りた同日、またその翌日という形で承認をさせていただいていることがございます。

先ほど階段の手すりということもございましたが、基本的には、やむを得ない場合は、御相談いただけたら極力御相談の内容に応じて対応させていただくというふうに進めているところでございますが、その階段の手すりというのが、例えば1階でふだん暮らしてみえる方、多分2階にどうしても上がらなくちゃいけないという方だったとは思いますが、例えば1階でふだん暮らしてみえる方が、階段に手すりをつけたいという御相談があったとすると、例えば、1階だけで暮らして、2階のほうまではどうしても必要じゃない場合は2階のほうはやむを得ない場合に該当しないんじゃないかとか、そういうケースが、具体的に私もお話を聞いていないので分かりませんが、今後は、改修を希望される方の御要望、内容を十分お聞きして、必要に応じて認定が下りる前でも施工ができる方法がないのかということもまた検討させていただきたいとは思っております。

あと、先ほど高齢化が進んだ中での手すりというお話がございましたが、私のほうでは介護保険の給付以外で手すりの設置に対する補助については、私からお答えできるのは、在宅介護を重視して高齢者の自立を支援する観点からの給付をさせていただいているのが介護保険を適用しての住宅改修ということでございますので、介護保険適用以外での設置の補助ということでございますと、何となくイメージ的にはリフォームという感じになってまいりますので、私の住民課としての立場で申し上げますと、その部分については今のところ検討はしていないということで御答弁させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（谷口輝男君） 再々質問を許します。

〔5番議員挙手〕

5番 田中由紀子君。

○5番（田中由紀子君） ぜひ事情をよく聞いていただいて、やっぱりその方が、例えば独り暮らしだとしますと、どうしても2階に上がらなきゃいけないときもあるわけですので、そういう状況をしっかり把握していただいて相談に乗っていただきたいというふうに思います。

それから、介護保険とは別にバリアフリー化というところでは、私、この本当に高齢化の中で、少しでも生活しやすいようにしていくというのは、むしろ介護保険になる前にそういう生活をしていくというのは、すごいその方にとっても大変幸せなことだと思うんですね。そういうきっかけづくりとして、町としてそういう補助をできないかなあというふうに思うんですが、住民課長は答えられないと言われたもので、町長に答弁をお願いしたいと思っております。

○議長（谷口輝男君） 西脇町長。

○町長（西脇康世君） 今、住民課長が答えたとおりだと思います。介護保険制度があって、こういう制度の下で、しかも利用の状態、そういったものをしっかりと調査した上で、必要などころに必要な設備をつけるということがされておりまして、しかも限度額が限られているという中において、それ以外の方が介護保険を上回るようなサービスになってしまう、それはちょっと考え物であろうかというふうに思っております。ただ、今議員御提案のように、身体が虚弱になってきてなかなか生活が厳しいという方がおるといのは十分理解をしておりますので、そういった方に対して、金銭的な補助はできないかもしれませんが、やり方であるとか、そういう情報提供、こういったものについてはさせていただきながら検討させていただきたいと思っております。

補助金の有無については、十分にこれは検討しないと、制度を、根幹を覆すものになりますので、これは国のほうとの関係等も十分精査させていただきたいと思っております。

○議長（谷口輝男君） 質問要旨3の再質問を許します。

〔5番議員挙手〕

5番 田中由紀子君。

○5番（田中由紀子君） それでは、带状疱疹ワクチンについて再質問を行います。

補助を実施している海津市に聞きましたところ、補償についてはそういう救済制度があるということで、公的制度ですね、そういうのを教えてもらいました。その金額云々については、私よく分かりませんが、そういう公的制度があるということが一つあると思います。

それから、定期接種は、結局定期接種にした自治体としてはやらないかんということになるわけで、それではちょっとこの一般質問の意味がなくなってしまうのではないかとこのように思うんですが、定期接種はいつになるのでしょうか。

○議長（谷口輝男君） 西脇町長。

○町長（西脇康世君） 先ほど答弁させていただいたように、今、国のほうで協議されております。

私、ちょっとネットから、10月27日に厚生科学審議会（予防接種・ワクチン分科会）の会議録をちょっと落としていただきました。今、ファクトシートのほうで検討するというので、まだ継続してやられておりますが、その時点で最低でも6か月ぐらいはそのファクトシートのチェックが必要だろうというような内容が記載されておりました。

しかも、なぜ定期化にならないか、今、定期化について協議はされているんですが、不活化ワクチンについては非常に効果が高いと、費用対効果もいいんじゃないかというような御意見があったように見えていました。しかし、一方の生ワクチンについては、免疫不全症の方については打っちゃいけない、危険だというようなことがありまして、またほかの状況の中でも注意をしなければいけないということがありますと、やっぱりこれを町が補助対象にするということは、そういったことも十分周知徹底をしないとできないことになってしまいますが、本人がそういう申請せずに、しかも生ワクチンの場合は金額が、1回の補助がほかの町を見ますと4,000円、ということは大体半分ですので、8,000円ぐらいのワクチンです。それから、不活化ワクチン、これが1回2万円ぐらいのワクチンを半額補助で1万円すると、それもしか2回打たなければならないということで、金額的に非常に高価だということになりますと、多くの方が安いほうを打たれているというのが現状だそうです。そうしたときに、先ほど言いましたように、生ワクチンを、安いほうで打ってしまって、先ほど言いました免疫不全を持っている方、そういった方が打ってしまったときには、これはちょっと危険なことが起きる可能性があるということで、そこら辺の調査が必要だというふうの中に書いてありました。

そういったことから考えると、今、町としてそれを安易にやるのがいかなものかと、もうちょっと国の動向等を把握させていただいて、その上で任意接種のほうに入っていきたいというふうに思っていますので、もうしばらく状況を確認させていただきたいと思っております。

○議長（谷口輝男君） 再々質問を許します。

〔5番議員挙手〕

5番 田中由紀子君。

○5番（田中由紀子君） 病院によっては、不活化ワクチンのほうだけを勧めている病院もあるというふうに聞きました。

それで、先ほども述べましたが、予防接種推進専門協議会という、日本小児科学会とか産婦人科学会とか、専門の学会の団体でつくる方々が定期接種化をすごい要望してみえるんですね。ということは、やっぱり带状疱疹ワクチンというのは、大変高齢者にとっては重篤化するという危険性を真に感じてみえるんだというふうに思います。

それで、国のゴーサインが出ない中で、近々、先ほど町長がおっしゃったように、ファクトシートのチェックに6か月ぐらいかかると言われましたけど、じゃあ6か月、この1年の間で結果が出るのかというと、ちょっとその辺も全然分からないので、私は、じゃあその生ワクチンがもし危ないと、リスクがあるというふうにするのであれば、不活化ワクチンを限定して補助を出すということも可能かなあというふうに思うんですが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（谷口輝男君） 答弁を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） ちょっとそこら辺は調べてみないと私も分かりませんので、回答はちょっと保留させていただきたいと思います。

ただ、先ほど言いましたように、生ワクチンの場合、もう一つ、先ほど言い忘れましたけど、結局带状疱疹が出てくる人、これは過去に、幼少のときに水ぼうそう等をやった方が体内に菌を持っていると、その菌が体力低下等で再発してくるということですが、生ワクチンは水ぼうそうをやったことない人には効かないそうです。結局、菌を持っているのに、それに補強する形だというふうに書いてありました。

それと、もう一つ逆の意味で、これはこのところには書いていないですが、ほかのところで見ますと、もともと菌を持っている人に弱毒化したとはいえ生ワクチンを打つことによって、余計に発症する可能性が高まるんじゃないかという、そういう論文もあるということは、私も思っております。

そういったことから、带状疱疹の生ワクチンについては、ちょっと十分な検討を要することだろうというふうに今のところ思っておりますので、不活化ワクチンだけをやるということについては、今ちょっと明確に答えられませんが、それが可能なかどうか。医療機関としても、十分そこら辺、2つワクチンがあるという前提の下で進められると医療事故にもつながりかねないということもありますので、そこら辺は万全を期してから、どうなるかということは検討させていただきながら進められたらいいなあと思っておりますので、不活化ワクチンについては、できるだけ進められるような方法は取れないか、これらについては検討させていただきます。

○議長（谷口輝男君） これで、5番 田中由紀子君の一般質問を終わります。

続きまして、6番 松井正樹君。

[6番 松井正樹君 一般質問]

○6番（松井正樹君） それでは、議長よりお許しをいただきましたので、私は獣害対策について質問をさせていただきます。

全国的に、今シーズンは熊の出没が多発しております。我が町においても、過去に熊の生け捕りや目撃事例があり、家屋のすぐ裏が山に隣接する地域が多くある我が町も心配な限りであります。まず、今シーズンの我が町における熊の出没・目撃回数、被害件数、また近隣町の状況も伺います。

熊は、ハクビシン等の小動物とは違い、遭遇すれば死に至る可能性のある危険動物であります。ニュース等で熊の捕り物映像も流れることがあります。そのように熊が出没した場合のマニュアル、各機関との連携はどうなっておるのか説明をお願いいたします。

次に、猿害についてです。これも大きな問題であります。

猿は、農業従事者、また高齢者の生きがいでもある畑の農産物を根こそぎ荒らし回り、耕作者の夢や意欲を破壊してしまいます。けれど、そこに一筋の光明が見えた気がいたします。今須・祖父谷地区に設置される通称地獄おりであります。猿害対策に大いに役立つものと期待しております。その概要、システム、規模、運用、予算、予算の財源、運営方法等を説明していただきたい。

猿は、学習能力に優れた動物であります。いずれこのわなの仕掛けも見破られる日が来るのかもしれませんが、猿にしても鹿にしても、絶対数を減らすことが肝腎と考えるわけでありませんが、その点についても伺いをいたします。以上であります。

○議長（谷口輝男君） 答弁を求めます。

兒玉産業建設課長。

○産業建設課長（兒玉勝宏君） 失礼いたします。

獣害対策について答弁をさせていただきます。

まず、最初の令和5年度の熊の状況についてでございますが、目撃情報は、瑞竜付近の山で5月頃に3件続けてございましたが、それ以降の目撃情報はなく、また被害情報についても現在のところございません。

近隣市町の状況ですが、大垣市では、目撃情報が2件、被害情報はなしと伺っております。また、垂井町では、目撃情報が2件、被害情報は1件あったと伺っているところでございます。

熊が出没した場合の対応につきましては、岐阜県ツキノワグマ管理マニュアルに基づき、県、警察、学校など関係機関と速やかに情報共有をし、広報無線による注意喚起や現場でのパトロールなど、随時実施をしているところでございます。

次に、猿の捕獲用大型おりについてですが、大きさが4メートル掛ける8メートル掛ける高さ2.6メートルの大きさで、天井には大きな開口口があり、天井から進入できる構造となっております。開口口のトタンは、継ぎ目が密になっていて、つかみどころがない造りのため、アリ地獄のように一度入ると外に戻って出ることができないという仕組みになっていることから、別名地獄おりと呼ばれております。

設置、運営についてですが、関ヶ原町有害鳥獣被害防止対策協議会が事業主体でありますので、運用や予算は協議会主体でお願いし、餌づけ、見回りにつきましては、平井及び祖父谷の獣害対策協議会に御協力をお願いしているところでございます。

運営方法といたしましては、まずおりから出入りができるように渡り木やはしごを設置した状態にし、油断をさせ、猿の群れがおりを警戒することなく出入りを自由にするようになるまでの餌づけを行います。猿は警戒せずに慣れるまで約2か月程度はかかると言われておりますので、この間ずっと餌づけを続けます。その後、捕獲日を決め、群れごと捕獲する手順で計画をしております。

予算、財源につきましては、おりの購入費用は1基112万2,000円であり、おおむね3分の2が国の補助金を活用し、財源といたしております。また、捕獲までの運営に係る餌代などは、町からの補助金で運営をしています。

最後に、絶対数を減らすことが肝腎ではという御意見に対してでございますが、昨今の温暖化により冬季の気温が以前ほど下がらないことなどによる自然環境要因による増加、猟師の減少などによる捕獲頭数の減少もあり、鹿や猿は増加の一途の状況でありまして、獣害対策にはやはり有害鳥獣捕獲事業が非常に重要でございます。引き続き取り組んでまいりたいと考えておりますので、御理解と御協力をよろしく申し上げます。

○議長（谷口輝男君） 再質問を許します。

〔6番議員挙手〕

6番 松井正樹君。

○6番（松井正樹君） 今説明をいただいた地獄おり、100万円超えということで、高価なものと考えられるわけでございます。このおりは、恐らく使い回しというか、最初の実験地というか、やる場所が祖父谷と決まったわけでございますが、次、また別の場所へ設置場所を変えて使うものと考えられるわけでございますが、次のいわゆる設置の候補地はもう決まっているのかどうか、選択地はどういうふうを考えていくのかということをお尋ねしたい。

それとまた、今の猿対策の一環として、ドローンで猿の嫌がる音を発生させてやる事業、ボランティアの方々のお力をお借りして今須地区でやっておるわけでございますが、その辺との絡みというか、今後どうなっていくのかということもお尋ねしたい。

最後にもう一つ、獣害対策で絶大な威力を発揮していると思うんですが、防護柵についてで

ございます。各地区でそれぞれメンテナンス的なことが行われておると思うんですが、その防護柵、設置して10年近くなると思うわけでございますが、それも未来永劫ではない。細い鉄で、何年もすれば、あと10年ぐらいはもつと思うわけでございますが、本当に永劫ではない。そうした場合に、また器具に対して補助というか、補填していただけるのかということもお聞きしたいです。以上です。

○議長（谷口輝男君） 答弁を求めます。

児玉産業建設課長。

○産業建設課長（児玉勝宏君） 失礼いたします。

先ほどの地獄おりの設置についてでございますが、設置をして、それを順番に移動させていくということですね、そういう運用じゃないかという御質問がございましたが、現実におきまして、他市町においても、やはり設置をすると、それを解体してほかのところへ持っていくというのはなかなか困難な大きさ、それから構造なんです。それで、基本的には、ほかの町もですが、追加で購入をしていってまたそれを運用すると。それで、今使っているやつはどうするかという、休止という形でございまして、また猿が現れるようになったらそれをまた使うといった運用をなされているというような状況でございます。

それで、うちはどうするかといいますと、次年度も1基要望したいなと考えておきまして、場所については具体的にはまだ決まっておきませんが、何しろ御協力をいただくことが大変重要でございますので、御協力がいただけるということであればそちら、どこかまた離れた場所に設置をいたしたいなと考えているところでございます。

先ほどの、今設置のやつについても、1度はもちろん使えますけど、2度は大体いけるということは聞いていますので、2度ぐらいはやりたいなというふうに考えておるところでございます。そのようなことで、次年度は2基での運用ができたらなということを考えております。

それから、ドローンによる威嚇というか、事業を、もう随分前から地元の御協力をいただいて、上の谷のほうで3機使いながらやっておりますが、これについてもやはり効果があるということでございますので、当面は続けていきたいなと思っております。ただ、全くいなくなったということになれば、やはりそれは休止というか、またそれもやめるんですが、今のところはまだ滋賀県側からやってくるというようなこともありますので、そういったことで、引き続きと考えております。

それから、防護柵の今後というか、10年はもつという話もございますが、今のところ、傷んでもう使えなくなったというような報告とか、そういうことは聞いておりません。今すぐその補助をどうか、その辺りというのはまだ決まっていらないんですが、必要とあらば、やはり更新という時期が来て、そういったことが必要であるのであれば、やはり補助というものを考えていかないといけないんじゃないかなあと、補助なしではやはりちょっとつらいんじゃないか

など私個人的には思っておりますが、今のところはまだそういったことは何も決まっていないということでちょっと御理解をいただきたいなと思います。よろしくお願ひします。

○議長（谷口輝男君） これで、6番 松井正樹君の一般質問を終わります。

続きまして、4番 中川武子君。

[4番 中川武子君 一般質問]

○4番（中川武子君） ただいま議長よりお許しを得ましたので、一般質問をさせていただきます。

質問項目、観光推進事業の効果と今後について。

質問要旨。現在、岐阜関ヶ原古戦場記念館には、大河ドラマの影響もあり、大勢の観光客が訪れています。

また、古戦場グランドデザイン事業も推進され、史跡整備など行われています。

そこで、お伺ひいたします。

1つ、関ヶ原へ訪れる観光客の町への波及効果はどのように現れていますか。

2つ、今後、町民にとってメリットがある事業展開として、何か施策を考えておられますか。

○議長（谷口輝男君） 答弁を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 観光推進事業の効果と今後についての御質問でございますが、御質問にもございましたが、岐阜関ヶ原古戦場記念館は、古戦場グランドデザイン事業のメイン事業として令和2年10月にオープンし、3年ほど経過いたしました。オープン時には新型コロナウイルス感染症が蔓延し、観光客は足止め状態でありましたが、今年度に入り、コロナウイルス感染症も落ち着きを見せ始め、また、NHK大河ドラマ「どうする家康」の放映もあり、現在、既に15万人を超えてお越しいただいております。

まず、波及効果の現れでございますが、たくさんの町民の方々が観光に携わっていただけるようになったことでございます。古戦場保存会やもりあげ隊が新しく組織され、観光協会が法人化され、また史跡ガイドやおもてなし武将隊関ヶ原組、鉄砲隊等も活発に活動していただけるようになりました。町民全体が観光客をおもてなしし、観光のまちづくりに関わろうという機運が高まっていることであり、大変うれしく思っているところでございます。

また、新たに観光事業にチャレンジしていただける事業者が、少しずつではありますが、増えてきたことでございます。喫茶店が5件、民泊が2件、令和4年度には、今須地区にグランピングと雑貨屋、それから陣場野地区に食事どころを併設した甲冑館もオープンいたしました。観光客が増え、民間の動きが出てきたことで、町内の経済的効果も出てきていると感じているところでございます。

次に、町民にとってメリットがある事業展開でございますが、まず町民にとってのメリット

が何かということが大切だと思います。観光客が増え、観光のまちとして発展することで、町民の活躍の場が増え、まちを誇りに思い、まちを愛する気持ちにつながっていくことが、まさしく精神的なメリットであると考えております。

また、観光客が増え、観光産業が発展することで、まちが潤い、働く場も確保され、町民の豊かな生活に結びついていくことが実質的なメリットであると考えられます。すなわち、観光客を増やすための施策を展開していくということであると思っております。

平成27年度から9年間、岐阜県と共にハード事業、ソフト事業を展開してまいりましたが、今後も魅力ある古戦場のまちづくりのため、史跡整備や誘客促進等、行政としての役割を積極的に果たす一方で、本来観光産業を担うべき民間の活力を引き出していくこと、起業意欲や進出意欲のある事業者に対して効果的な支援をしていくことも重要であろうと考えているところでございます。

○議長（谷口輝男君） これで、4番 中川武子君の一般質問を終わります。

暫時休憩といたします。

休憩 午前9時55分

再開 午前10時08分

○議長（谷口輝男君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

一般質問の続きをいたします。

3番 子安健司君。

〔3番 子安健司君 一般質問〕

○3番（子安健司君） 議長のお許しをいただきましたので、私は、西脇町政、3期目の3年間についてお伺いをいたします。

12月に入り、西脇町政も3期目最後の1年間を迎えます。3年前の町長選挙立候補の挨拶、そして私の一般質問においても、西脇町長はたくさんの公約、また3期目に対する熱い思いを話されました。コロナ禍での大変な3期目スタートでしたが、その中でも、看護小規模多機能型居宅介護事業の導入、関ヶ原小学校と今須小学校、関ヶ原中学校と今須中学校の統合、こども園の統合と新しい園舎の建設や町民体育館の大規模改修など、具体的な事業に着手され、大きな成果を上げられました。また、公民館などの公共施設の今後の在り方についても取り組まれております。これから3期目の締めくくりの1年を迎えるに当たり、この3年間の問題点、反省点、そして課題などがあればお聞かせください。

また、これから予算の編成が始まりますが、どのようなことに重点を置かれて予算編成をされるのか、どのようなことに取り組まれるのか、この3年間の問題点、反省点、課題の克服等を含め、町長の考えをお伺いいたします。以上です。

○議長（谷口輝男君） 答弁を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 西脇町政、3期目の3年間についてということで、まずは御評価いただきましてありがとうございます。

その中で、この3年間、コロナ禍で事業の展開が思うようにできなかったという点はございますけれども、令和3年4月に過疎地域持続的発展の支援に関する特別措置法による過疎地に指定され、同法に基づく支援策を活用することにより、今まで実施に至らなかった事業にも着手し、また今後において、施策の展開に道筋をつけることができました。

この3年間の課題につきましては、非常に多岐にわたっておりますし、いろんな問題が残っているという状況ではございますが、その中で特に一点上げるとすれば、人口減少問題への対応だというふうに考えております。この問題は、緩和策として、出生数や移住者の増加を促す取組、適応策として、人口が減少しても持続的な地域をつくる挑戦の双方向での施策展開が必要だと考えているところでございます。

次に、令和6年度の予算編成についてでございますが、不安定な世界情勢、物価高騰や円安等の影響が長期化する中、歳入においては、今後の税収が予測しにくい状況にあり、歳出面においても、制度改正による人件費の増加や少子高齢化による扶助費の増加、公共施設の老朽化による維持管理費の増加など、さらに厳しさを増していくことから、将来に向け、健全な財政の確立を図ることが必要であると考えております。

そのような中、総合計画後期基本計画の重要テーマである人口減少問題への対応として、関連する施策、事業の重点的な推進をしていくこととしております。また、DX（デジタルトランスフォーメーション）を進め、職員の業務の負担を減らしながら町民サービスの向上を図り、さらに事業の実施に当たっては、SDGsの視点を意識して取り組むよう予算編成を進め、「笑顔あふれ 活気みなぎる 古戦場のまち せきがはら」、このテーマに向かって、実現に向けたまちづくりを進めていきたいと考えているところでございます。

○議長（谷口輝男君） 再質問を許します。

〔3番議員挙手〕

3番 子安健司君。

○3番（子安健司君） 3期目、残すところ1年、今の答弁のとおりしっかりと取り組んでいたきたいと思います。

その中で、人口減少についてというようなこともありました。やはり人口減少の防衛策として、住みやすいまちということは必要になるかと思いますが、町民の方の意見として、やっぱり買物をするところが少ないというような声をお聞きします。現在も生鮮品を販売されている業者や移動販売等を行っている業者もありますが、やはりスーパーが1つあるというのが理想ではないかと思っております。ぜひスーパーの誘致にも力を入れていただきたいと思っておりますが、町

長のお考えをお伺いいたします。

○議長（谷口輝男君） 答弁を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 町民の方が切に要望されていること、本当に身にもってひしひしと感じているところがございます。いろんな方に聞きますと、やはり買物がしにくいと、町内に若干生鮮野菜等を扱っている店はありますけれども、数が少ないし、やっぱりまとまって欲しいと思うと町外へ出ていかなきゃならないということも多々聞いているところがございます。

そんな中で、大規模店舗というのは無理ですけれども、何とか中小規模の店舗のスーパー、こういったものが進出してくればありがたいなと思っておりますので、そういった方向に向けて、引き続き誘致に向けて努力はさせていただきたいと思っておりますので、またいろんなところから、皆さん方にも情報があつたら教えていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（谷口輝男君） 再々質問を許します。

〔3番議員挙手〕

3番 子安健司君。

○3番（子安健司君） 今のスーパーの件ですけど、今までどおりの誘致の仕方をされておられると、採算のことを考えると関ヶ原町にスーパーが進出するというのは大変難しいことではないかと思っております。それで、例えば売上げの補填をすとか、土地の賃借料や税金に対する優遇措置などを行って、何かメリットをつけて行わないと難しいというようなことを思いますが、いま一度町長の考えをお伺いいたします。

○議長（谷口輝男君） 答弁を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 今、御提案いただきました売上げの補填であるとか賃借料、こういったものは、企業にとってはメリットがあるかなと思っておりますが、それがどこまでできるかということは慎重に考えないと、今の町の財政状況では、そういったことにあまり力を入れ過ぎたら、ちょっとこちらのほうもたないということもございます。そこら辺をしっかりと考えながら調整ができれば、できる範囲ではやりたいなという思いはございますが、現実的にどうなのかということは、これは慎重に考えさせていただきたいと思っております。

それから、企業がそういう条件の下で進出してくれるとあれば、それはそれなりに考えていくことではあるかと思いますが、先ほど言いましたように、何とか企業が努力していただいてやっていけるような方法での、違う面での支援、こういったことができれば、そういうふうに進めさせていただいて、町の財政が破綻するようなことにならないような形でやればというふうに思っておりますので、そこら辺は御理解を賜りたいと思います。

○議長（谷口輝男君） これで、3番 子安健司君の一般質問を終わります。

日程第3 議案第97号について（討論・採決）

○議長（谷口輝男君） 日程第3、議案第97号 関ヶ原町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

初めに、反対討論から許します。

[挙手する者あり]

5番 田中由紀子君。

○5番（田中由紀子君） 議案第97号 関ヶ原町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について、反対の立場で討論を行います。

物価高騰、インボイスの実施、コロナの影響など、町民、事業者の生活は大変です。11月に県が発表した県政世論調査は、暮らしについて、苦しくなったとの回答が60.4%と最も高くなりました。前年度と比べて10ポイントも増えたとのことです。深刻な実態が明らかになりました。

議員及び常勤の特別職は、町民の生活を支える立場にあります。このような情勢の中で期末手当を引き上げることは、町民の理解が得られないものと考えます。よって、反対といたします。

○議長（谷口輝男君） 次に、賛成討論を許します。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

これで討論を終わります。

これより議案第97号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決するに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第98号について（討論・採決）

○議長（谷口輝男君） 日程第4、議案第98号 関ヶ原町常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより討論を行います。

初めに、反対討論から許します。

[挙手する者あり]

5番 田中由紀子君。

○5番(田中由紀子君) 私は、議案第98号 関ヶ原町常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、反対の立場で討論を行いたいと思います。

先ほど議案第97号で述べましたとおり、町民の暮らし、事業者の暮らしは大変。そんな中で、町民の生活を支える立場の常勤の特別職の期末手当を引き上げるというのは、町民の理解が得られないものと考えます。よって、反対といたします。

○議長(谷口輝男君) 次に、賛成討論を許します。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

これで討論を終わります。

これより議案第98号を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決するに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第99号について(討論・採決)

○議長(谷口輝男君) 日程第5、議案第99号 関ヶ原町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第99号を採決します。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第100号について(討論・採決)

○議長(谷口輝男君) 日程第6、議案第100号 関ヶ原町会計年度任用職員の給与及び費用弁

償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第100号を採決します。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第101号について（討論・採決）

○議長（谷口輝男君） 日程第7、議案第101号 関ヶ原町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第101号を採決します。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第102号について（討論・採決）

○議長（谷口輝男君） 日程第8、議案第102号 関ヶ原町企業立地促進条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第102号を採決します。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第103号について（討論・採決）

○議長（谷口輝男君） 日程第9、議案第103号 関ヶ原町町営住宅管理条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第103号を採決します。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第104号について（討論・採決）

○議長（谷口輝男君） 日程第10、議案第104号 関ヶ原町公共下水道事業の設置等に関する条例の制定についてを議題とします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第104号を採決します。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第105号について（討論・採決）

○議長（谷口輝男君） 日程第11、議案第105号 関ヶ原町農業集落排水事業の設置等に関する条例の制定についてを議題とします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第105号を採決します。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第106号について（討論・採決）

○議長（谷口輝男君） 日程第12、議案第106号 令和5年度関ヶ原町公共下水道事業特別会計への繰入金の変更についてを議題とします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第106号を採決します。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第107号について（討論・採決）

○議長（谷口輝男君） 日程第13、議案第107号 令和5年度関ヶ原町一般会計補正予算（第6号）を議題とします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

初めに、反対討論から許します。

[挙手する者あり]

5番 田中由紀子君。

○5番（田中由紀子君） 議案第107号、令和5年度関ヶ原町一般会計補正予算について、反対の立場で討論を行います。

今補正予算では、こども園給食調理業務委託料が令和5年から6年の債務負担行為で計上されています。給食調理を直営から民間に替えることは大変大きな変更です。こんな大ごとを性急に進めることに驚いています。本来なら一、二年かけて議論すべきだと思います。今の状態では議論の余地がありません。調理員の応募がなぜないのか、どうやれば人材確保ができるのか、業務委託のデメリットは何かなど、議会としても議論しなければならないはずですが、町民の意見を聞く間もありません。

また、予算が大幅に増えるというところでは問題があります。スケジュールは4か月しかありません。調理員の確保や園との打合せ等を考えても、あまりにもせっぱ詰まったスケジュールであります。子どもの大事な給食に関わる業務がこのような性急な進め方で安心・安全が保てるのか、責任持てません。

以上の理由で反対といたします。

○議長（谷口輝男君） 次に、賛成討論を許します。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

これで討論を終わります。

これより議案第107号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決するに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第108号について（討論・採決）

○議長（谷口輝男君） 日程第14、議案第108号 令和5年度関ヶ原町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第108号を採決します。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第109号について（討論・採決）

○議長（谷口輝男君） 日程第15、議案第109号 令和5年度関ヶ原町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第3号）を議題とします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第109号を採決します。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第16 議案第110号について（討論・採決）

○議長（谷口輝男君） 日程第16、議案第110号 令和5年度関ヶ原町国民健康保険特別会計（直診勘定）補正予算（第4号）を議題とします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第110号を採決します。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第17 議案第111号について（討論・採決）

○議長（谷口輝男君） 日程第17、議案第111号 令和5年度関ヶ原町介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第111号を採決します。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第18 議案第112号について（討論・採決）

○議長（谷口輝男君） 日程第18、議案第112号 令和5年度関ヶ原町介護サービス事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第112号を採決します。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第19 議案第113号について（討論・採決）

○議長（谷口輝男君） 日程第19、議案第113号 令和5年度関ヶ原町今須農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第113号を採決します。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第20 議案第114号について（討論・採決）

○議長（谷口輝男君） 日程第20、議案第114号 令和5年度関ヶ原町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第114号を採決します。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第21 議案第115号について（討論・採決）

○議長（谷口輝男君） 日程第21、議案第115号 令和5年度関ヶ原町水道事業会計補正予算（第3号）を議題とします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第115号を採決します。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第22 議案第116号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（谷口輝男君） 日程第22、議案第116号 関ヶ原町手数料徴収条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 議案第116号 関ヶ原町手数料徴収条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

戸籍法の一部を改正する法律の施行に伴い、標準手数料政令及び地方公共団体の手数料の標準に関する政令に規定する総務省令で定める金額等を定める省令等により、所要の改正を行うものでございます。

なお、細部につきましては、住民課長から説明をいたさせます。

○議長（谷口輝男君） 西村住民課長。

○住民課長（西村克郎君） 失礼します。

議案第116号 関ヶ原町手数料徴収条例の一部を改正する条例について、詳細説明をさせていただきます。

議案書その2をお願いいたします。

今般の条例改正は、町長の提案説明にもございましたが、戸籍法の一部を改正する法律の施行に伴い、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令等が令和5年12月6日に公布をされたことにより、所要の改正を行うものでございます。

改正の内容としましては、本籍地以外で証明書の発行が可能となる広域交付、また新たに戸籍情報システムの電子証明書提供用識別符号を発行し利用することにより、証明書の添付を省略できることなどの事務を行うことによる手数料の改正でございます。

議案資料その2をお願いいたします。

別表（第2条関係）でございますが、1の部、1の項、事務の内容の欄において、第120条の2第1項、本籍地以外での戸籍謄本等の交付事務のことでございますが、追加しまして、改正前の磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項を証明した書面を戸籍証明書と改めております。

一番下の3の項は、次の2ページにかけてでございますが、戸籍電子証明書提供用識別符号の発行事務について、戸籍謄抄本交付手数料、戸籍記録事項証明書交付手数料の戸籍電子証明書提供用識別符号1件につき400円として新たに追加をしております。

改正前の3の項、除籍についてでございますが、次の3ページにかけて、事務の内容の欄を1の項、戸籍同様に第120条の2第1項を追加し、改正前の磁気ディスクをもって調製された除かれた戸籍に記録されている事項を証明した書面を除籍証明書と改め、改正後、4の項としております。

中ほど、改正前の4の項は、改正後、5の項に改め、改正後の6の項は、3の項の戸籍と同様に、除籍電子証明書提供用識別符号の発行事務について、除籍謄抄本交付手数料、除籍記録事項証明書交付手数料の除籍電子証明書提供用識別符号1件につき700円として新たに追加をしております。

4ページをお願いいたします。

改正前の5の項、届出もしくは申請の受理の証明書交付等でございますが、事務の内容の欄

に、第120条の6第1項、これは電子化されたものということでございますが、の規定に基づきまして、届書等情報の内容の証明書の交付を追加し、改正後の7の項としてございます。

改正前の6の項、届書その他市町村長の受理した書類を閲覧に供する事務でございますが、事務の内容の欄に第120条の6第1項に基づく届書等情報の内容を表示したものを閲覧に供する事務を、また単位の欄に届書等情報の内容を表示したものを追加して、改正後の8の項としてございます。

議案書の3ページに戻っていただきまして、附則でございますが、この条例は、令和6年3月1日から施行するものでございます。

以上、簡単でございますが、詳細説明とさせていただきます。御審議賜りますようよろしくお願いをいたします。

○議長（谷口輝男君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第116号を採決します。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第23 町議第3号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（谷口輝男君） 日程第23、町議第3号 関ヶ原町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

3番 子安健司君。

○3番（子安健司君） 関ヶ原町議会議員の請負の状況の公表に関する条例について説明をさせていただきます。

令和4年12月に成立した地方自治法の一部を改正する法律により、議会の議員に係る請負に関する規制の明確化及び緩和がなされました。改正前の地方自治法では、議員個人と町との請

負は認められておりませんでした。今回の改正法により、各会計年度において支払いを受ける当該請負の対価が総額300万円までは規則の対象から除かれることになりました。

こうしたことを踏まえ、議員個人による請負の状況を議長に対して報告し、これを公表することによって請負状況の透明化を確保し、議会運営の公正、事務の執行の適正を図ることを目的として本条例を定めるものです。

条例の内容について御説明を申し上げます。

第1条においては、本条例の目的を定めております。

第2条においては、前会計年度中に町と請負をした議員は、議長に対し請負の状況を報告しなければならないことを定めております。

第3条においては、議長は、状況の報告の一覧を作成するとともに、公表しなければならないことを定めております。

第4条においては、報告及び訂正の保存、閲覧等について定めております。

第5条は、本条例の施行に関して必要な事項は議長が定めることを規定しております。

附則といたしまして、公布の日より施行し、令和5年4月1日に始まる会計年度における請負から適用することを定めております。

以上、簡単ではございますが、提案説明とさせていただきます。御審議の上、御賛同賜りますようお願いいたします。

○議長（谷口輝男君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

5番 田中由紀子君。

○5番（田中由紀子君） すみません。これは議員本人が届け出なければならないんですけれども、届け出なかった場合はどうなりますでしょうか。

○議長（谷口輝男君） 暫時休憩します。

休憩 午前10時38分

再開 午前10時39分

○議長（谷口輝男君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

3番 子安健司君。

○3番（子安健司君） すみません。罰則の事項はこちらには制定しておりませんので、請負の状況をきちっと報告をしなければいけないということでございます。

○議長（谷口輝男君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより町議第3号を採決します。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で、本会議に上程されました案件の審議は全て終了いたしました。

閉会の宣告

○議長（谷口輝男君） これをもちまして、令和5年第5回関ヶ原町議会定例会を閉会いたします。

閉会 午前10時40分

以上、会議の次第を記載し、その内容の相違ないことを証するためここに署名する。

令和 年 月 日

関ヶ原町議会議長 谷 口 輝 男

会議録署名議員 松 井 正 樹

会議録署名議員 高 木 博 之